

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の
在り方に関する調査研究協力者会議（第1回）

意見概要

- 通信制高校の質確保・質保証について、認証評価をきちんとしていくべきであり、そのための何らかの制度の導入が必要
- 全日制・定時制・通信制の区分を緩やかに融合できるようなこと、例えば通信制の機能を全日制の生徒も活用できることや、通信制には通っているが全日制の授業のような形でフォローできるようなチャレンジが必要
- 国の経費で学校を選んで実証的な研究を行い、特色ある通信制高校を意図的につくっていく制度があっても良いのではないかと。通信制高校はある程度時間割を自由に組むことができ、プロジェクト型の学習を自由に進めることができることも踏まえ、通信制高校の特徴的な学びとして実験的に進めていく必要がある
- 通信制高校の質というものをどのように定義するのか、共通理解を持つことが大事。教育の質というと、それぞれが思い描くもので議論しがちであり、しっかりした定義を持つておくことが必要。その際、学習の成果・教育の成果のみならず、諸条件の整備といったインプットの整備や、教員による教育のプロセス、生徒側の学習のプロセスをもとにした質の定義を考えていく必要がある。その際、学校の多様性に応じたきめ細かい基準設定が必要となり、グッドプラクティスを抽出して基準化していくことが必要
- 通信制高校の評価を行う際は、個別の学校だけではなく、設置者も含めた教育行政全体の評価を行う必要がある
- 質保証のために第三者評価を行っていく、評価機関や評価人材の育成を図ることが大事
- 各所轄庁が所管の通信制高校に対して実施している調査の法的根拠について、全国的な状況を把握した上で、調査の在り方を検討し、調査による指摘を踏まえた各学校の改善の実現を図っていくべき
- 個別最適な学びは通信制ならではの特徴を生かして実現できる部分もあり、通信制ならではの教育システムの中で目指す効果などを検討すべき
- サテライト施設の教育環境について、単に設置基準に適合するかどうかだけではなく、どのような教育に取り組むためにこのサテライト施設では十分なのか不十分なのか、検討すべき
- 公立高校の設置者である各都道府県の公立の通信制高校の教育の質を高めようとする意識も大切。広域通信制のみならず、狭域・公立についてもしっかりとした検討が必要
- 自学自習は実態としては非常に厳しく、組織的な学習のサポート体制が必要。広域通信制と狭域通信制では在籍する生徒の実態に差が生じており、ひとり親家庭の生徒、特別な支援を必要とする生徒、心療内科等に通院歴がある生徒が狭域のほうが多く在籍しており、自学自習を掲げる公立の通信制であっても、生徒の実態が追い付いていない

- 通信制高校において、自学自習ができるという前提で生徒に指導していくと成り立たない状況になっている。自学自習ができない生徒を何とか自学自習ができるような形にして卒業させていくのが実態
- 私立の中にはサポート校が大切な位置づけになっている学校があり、生徒が勉強している実態があることから、サポート校・サポート施設をどれだけきちんと担保していくのか、その質をコントロールしていくのが大事
- 通信制高校では、自学自習ができない生徒が入ってくる側面のほかに、最近の傾向として、通常の高校教育では飽き足らない、満足できないという、いわゆるギフテッドの生徒も入学しており、こういった生徒たちを通信制課程の中で花を開かせることも重要
- ひとり親家庭であったり、生活保護世帯であったり、経済的に厳しいご家庭ではサポート校などの費用を出すことができない。本校では、週に1日はスクーリングで登校し、もう1日を補習のために登校している。生徒によっては、図書館で本を借りたことがない、公共交通機関を利用したことがない、コンビニで買い物をしたことがない生徒も在籍しており、そういった生徒と一緒に練習をするという日も設けている。毎日登校できるようになれば、通信制課程から定時制課程に転籍している
- 通信制高校に入学する生徒たちの若年化や多様化が進んでおり、自学自習を前提とする制度自体に対応できていない。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーターの配置に関する制度化が必要
- 通信制高校に通学する生徒ということで、ひとつに括るのではなく、一人一人を個別最適に指導ができる仕組みをどのように作っていくのが大切。自学自習も最初はできないかもしれないが、本人の努力と周囲のサポートなりを加えていくと、自立して学習ができる生徒になった例も多く見ている。組織的サポートが圧倒的に必要
- 全・定・通という枠組み・形式論ではなく、こういう生徒にはこういう学校という発想ができるとうい
- 定通振興法第1条を見ると通信制課程が勤労青年を名宛人とした制度であることが分かるが、不登校等の生徒が増えている実態を法令上どのように表現するのが議論になる
- 通信制高校の指導監督と全日制・定時制高校の指導監督に違いがあるのか。私立・株式会社立の通信制高校に指導を行った結果、改善されたケースがあるのか。所轄庁が遠方にあるサテライト校に対してオンラインで調査ができることが法令上・技術上可能なのか。また、現地にある所轄庁のカウンターパートに当たる疑似的な所轄庁に事務が委託できるようにはどうすべきか
- 私学の通信制はニーズの掘り起こしにある意味で成功しているといえる反面、公立通信制の生徒数の減少について、実態がどうなっているのか
- 学校の実態について事実誤認を与えるような書きぶりがあるのであれば、消費者保護のような考えを応用して、広告の規制のようなことが考えられないのか
- 個別最適化された学びに対応するためにはきめ細かい対応が必要となり、通信制高校に配置される教員の数や教員の種類について、法令面に手を付けざるを得ないと考える